

～ 農家 始めてみませんか ～

# ふじえだ ゼロから農業 エントリー制度

生産販売に限らず、生きがいつくりや自己消費など、  
多様な目的でちいさな農業を始めたい方に朗報です。

## 特徴

- 新たに農業を始める方が対象です。（初心者OK）
- 貸借期間中は、借りた**すべての農地を耕作管理**する必要があります。  
（農機具の有無、耕作時間が確保できるかなど、登録には審査があります。）
- 登録後、経験等に応じた面積の農地を斡旋します。
- 耕作地の斡旋がご希望に添えない場合もあります。
- 耕作地の地域活動に積極的に協力し、地域の決まり事を守り、お互いに気持ちよく耕作できるよう、地域の方とコミュニケーションをとることが必要です。
- 最長3年間の使用貸借となりますが、地主の同意があれば再度貸借することも可能です。
- 耕作目的以外には使用できません。

## 申請の流れ

- ① ふじえだゼロから農業エントリー制度認定申請書提出
- ② 農業委員会による審査
- ③ ゼロから農業エントリー農家として認定・農家台帳に登録
- ④ 耕作地の選定  
↓  
地主、耕作地の農業委員・農地利用最適化推進委員等と面談  
条件等合意のうえ **候補地決定**
- ⑤ 農地法3条許可申請（農地の使用貸借・別段面積の区域指定）
- ⑥ 農業委員会による審査・議決による許可決定
- ⑦ 許可書受理 **耕作権取得**  
↓  
**耕作開始**

〈問い合わせ先〉

藤枝市 農業委員会事務局

〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15番25号

TEL:054-643-3269 FAX:054-631-9081

E-mail [noi@city.fujieda.lg.jp](mailto:noi@city.fujieda.lg.jp)